

議員提出第15号

生態系への影響が指摘されているネオニコチノイド系農薬の規制を求める意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

平成30年9月21日

提出者 吉川市議会議員 岩田 京子

賛成者 吉川市議会議員 雪田きよみ

〃 濱田 美弥

〃 小林 昭子

吉川市議会議長 中 嶋 通 治 様

提 案 理 由 口 頭

## 生態系への影響が指摘されているネオニコチノイド系農薬の規制を求める意見書

ネオニコチノイド系農薬は、有機リン系農薬に代わって使用されるようになり使用量は増加傾向です。近年では農業だけでなく家庭でも使用されるようになりました。

ネオニコチノイド系農薬は今までの農薬と 3 点において大きく性質が異なります。1 つは「神経毒性」で、昆虫の中樞神経にある主要な神経伝達物質の働きを阻害し、死に至らしめます。2 つ目は「浸透性」で農作物の内部に浸透して植物のあらゆる組織で殺虫効果を発揮するので、洗っても残留農薬を減らせません。3 つ目は「残効性」で、散布回数を減らせ、「減農薬栽培」に広く用いられていますが、毒性が持続していることに他なりません。

世界各地で報告されるミツバチの大量死・大量失踪、さらには「蜂群崩壊症候群 (CCD)」、わが国でも 2000 年代から被害が報告され始め、農水省の調査 (2009 年) では 21 都道府県で花粉交配のためのミツバチの不足が報告されています。養蜂家のみならず、ミツバチに受粉を頼っている果樹農家などの被害が拡大しつつあります。

今年 2 月、欧州食品安全機関ではネオニコチノイド農薬のミツバチのリスクについての確実性を再評価しました。それを受けて 4 月欧州委員会ではネオニコチノイド系農薬の主要 3 種類 (クロチアニジン、イミダクロプリド、チアメトキサム) を屋外使用全面禁止を決めました。他国においても期間限定での禁止、包括的な禁止、規制強化、新規登録の凍結等、様々な動きが出てきています。

昆虫だけでなく、ヒトの脳への影響も懸念される研究発表がいくつかあがってきて、他国においては、予防原則の考え方に立って、食品中の残留農薬基準値もきわめて厳しく設定されています。しかし、わが国ではこれまでのところ使用規制はいつさい行われておらず、食品中の残留農薬基準値も米国の数倍、EU の数十倍から数百倍と、きわめて緩く設定されているのが現状です。

したがって、我が国における早急な対応を強く求めます。

### 記

- 1 ネオニコチノイド系農薬に関する調査・再評価が出るまでの間、予防原則に則って、使用規制に取り組むこと。
- 2 ネオニコチノイド系農薬の食品への残留農薬基準の見直し、強化を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月21日

埼玉県吉川市議会

提出先

内閣総理大臣

農林水産大臣

厚生労働大臣

衆議院議長

参議院議長